

◆引取一札（今井区有文書 32）

※27頁

引取一札之事

曲沢村

百姓

富吉

右之者儀、其御村方江参り不埒之儀有之
私共村方役前江引取可申趣御沙汰被成下、
則親類組合一同立會、右富吉
慥ニ引取申候、尤右同人不埒筋之儀ハ
別紙一札ヲ以相詫引取申候
然上者此未不埒之儀無之様敷敷
申聞為相鎮（カ）可申候、為後日引取
一札、仍而如件

文久二戌年

右村

五月日

當人親類

惣代

榮蔵（印）

同村

同 組合惣代

和吉（印）

同村 百姓代

和助（印）

今井村

御役人衆中様

◆議定一札（今井区有文書 39）

※28頁

両給大小百姓一統

一御公儀様御法度之儀者不及
申ニ何事不寄不正ケ間敷儀仕間敷候、
是迄有来之地境等分り兼申候
場者双方相談之上相改口論仕間敷候、
猶亦忝人限り何事ニ不寄新規之
吏仕間敷候、譬御寺院役人たり共

田畑江差支ニ相成申候義者断可申候、
不得止事新規之更致候者

※29頁

有之候ハ、其組合ニ而差留可申候、聞入
無之者者其筋江申出御利解ヲ請可申候、
猶又昨未ノ四月中取掟申候博奕

賭之諸勝負等相慎可申候、右等之

趣見逃し聞逃し申候方風俗悪敷相成

申候間、年々早(※甲ノ誤記カ)乙貧福不拘、無用捨

公案之趣ニ相泥ミ徒黨ケ間敷義

相慎可申候、右之趣相背申候節者

何様被 仰付候共一言之申訳

無御座候、為後日議定一札、仍而如件

萬延元年

今井村

八月

久保組

新右衛門(印)

※30頁

栄八(印)

染吉(印)

友蔵(印)

専蔵(印)

清治郎(印)

城組

幸蔵(印)

安蔵(印)

直右衛門(印)

幡太郎(印)

辰五郎(印)

喜市

定之丞(印)

初五郎(印)

※31頁

北原組

利兵衛(印)

与右衛門(印)

音蔵(印)

伊佐吉(印)

清助(印)

平五郎(印)

清之丞(印)

浅治郎(印)

おしか(印)

繁松(印)

西原組

紋之助(印)

源治郎(印)

捨松(印)

捨五郎(印)

傳吉(印)

梅七(印)

松次郎(印)

岩吉(印)

※33頁

佐治郎(印)

亀吉(印)

おしも(印)

常治郎(印)

南原組

仙五郎(印)

善兵衛(印)

吉蔵(印)

源蔵(印)

房平(印)

安治郎(印)

團治郎(印)

伊之助(印)

※34頁

又兵衛(印)
喜助(印)
須蔵(印)
泰助(印)
藤右衛門(印)

藤太郎(印)

桂輔(印)

沢五郎(印)

嘉吉(印)

源五郎(印)

吉太郎(印)

平作(印)

清蔵(印)

中組

傳治郎(印)

桂治郎(印)

忠八(印)

要助(印)

※35頁

与三郎(印)

長治郎(印)

おなよ(印)

栄吉(印)

彦太郎(印)

蘆蔵(印)

百姓代

馬吉(印)

組頭

孫兵衛(印)

同

伴治郎(印)

名主

定六(印)

百姓代
小市（印）
組頭
富士松（印）
同
源治郎（印）
名主
勝蔵（印）
扱人
寶珠寺（印）

◆詫書一札（今井区有文書40）

※36頁

詫書一札之事

當五月二日、其御村方定之丞殿宅ニ而
雨天休日其場所江六七人相集り賭事
物騒敷罷有候處、御村役人非常
見廻り方衆方御察當受、外之者共儀ハ
驚人逃去、富吉儀ハ不顧恐ヲ茂
其場ニ残り御役人ニ對し過言等申
御役人衆方逸々御利解受、其上
私村方役前迄御届ケニ相成、親類
組合一同早速其御村方江參り
其御筋江御詫申、引取可申趣敷敷
被申聞、依而左之詫人相頼面々
一同罷出厚御詫申入候處、早速御聞濟
相成難有仕合奉存候、然上者以來

※37頁

御法度筋者不及申ニ存外不法等
相鎮（カ）可申候、為後日親類組合
一同連印詫書一札、仍而如件
文久二戌年
五月日
曲沢村
富吉（印）
同村
親類惣代

榮蔵(印)

同村

組合惣代

和吉(印)

道元

詫人

音松(印)

野村

同

柳吉(印)

西久保村

同 長吉(印)

國定村

同 兵三郎(印)

西久保村

同 吉左衛門(印)

今井村

御役人衆中様